船舶検査証書等再交付申請書

日本小型船舶検査機構 殿

令和 年 月 日

申請者の氏名又は 名称及び住所

下記の船舶の

について、その再交付を受けたいので、船舶安全法施行規則

条第 第 項の規定により申請します。

船舶所有者の氏名 又は名称及び住所	□ 申請者に同じ	TEL(携帯電話等)			
船 種 及 び 船 名	※汽船・帆船・ろかい舟 被曳船・被押船	船舶番号、船舶検査済 票の番号 又は漁船登録番号			
証書等の種類及び 番 号		証書等の有効期間			
証書等の交付年 月 日	年 月 日	証書等の交付者			
再交付を受けようと する 理 由	※1. 紛 失2. 流 失3. 汚 損4. その他(
備 考	連絡先氏名・携帯電話番号等(昼間の連絡先を記入して下さい。) の場合は注人名及び代表取締役○○まで記入して下さい。				

- - 2) ※の欄は該当する事項を○印で囲んで下さい。□に該当する場合にはチェック☑して下さい。
 - 3) 小型船舶検査等手数料払込証明書又は郵便振替払込受付証明書(お客さま用)を添付して下さい。
 - 4) 紛失した船舶検査証書、臨時変更証又は臨時航行許可証を発見した場合には、船舶安全法施行規則第 41 条第1項第4号の規定に基づいて、直ちに最寄りの日本小型船舶検査機構の支部に返納して下さ V10

以下の欄は記入しないで下さい。 注)

添 付 書 類	証 書 ・ 手 帳 その他 ()		手数料受 領確認印	事務所の 長 の 印
手数料	当初納付額 過不足額 差 引 計	旧	受 付	

船舶検査証書等再交付申請書の記入例

船舶検査証書等再交付申請書

日本小型船舶検査機構 殿

令和 3 年 1月 1日

(1) 申請者の氏名又は 東京都千代田区九段北〇一△一× 名 称 及 び 住 所 機構 太郎

下記の船舶の ② について、その再交付を受けたいので、船舶安全法施行規則 ③ 第 条第 項の規定により申請します。

船舶所有者の氏名	4					
又は名称及び住所		MDI (提供表式)	000 0000 0000			
	申請者に同じ	TEL(携帯電話等)	080 - 0000 - 0000			
船種及び	※汽船・帆船・ろかい舟後曳船・被押船	船舶番号、船舶検査済	5			
船名		票の番号	200 – 00000			
加	機構丸	又は漁船登録番号				
打事体の種類なが	6 机的协会本票 書		6			
証書等の種類及び	桁 加快	証書等の有効期間	令和 5年5月1日まで			
番号	1 – 999	2				
証書等の交付	6	*	6			
	平成 29 年 5月 2日	証書等の交付者	日本小型船舶検査機構			
年 月 日		,	横浜支部			
	※1. 紛 失					
再交付を受けよう	(2) 流 失					
とする理由	3. 汚 損					
T	4. その他 (
*	連絡先氏名・携帯電話番号等(昼間の連絡先を記入して下さい。)					
/#:	7					
備考		ΔΔΔΔ - ΔΔΔΔ	\			
	195 117 140 COO 2		_			

①申請者(船舶所有者又は代理人)の住所及び氏名を記入して下さい。 法人の場合は、法人名と代表取締役〇〇まで記入して下さい。 代理人が申請する場合は、船舶所有者からの委任状が必要です。

②「船舶検査証書」、「臨時変更証」、「船舶検査済票」、「臨時航行許可証」及び「船舶検査手帳」のうち、再交付を受けようとするものを記入して下さい。

③再交付を受けようとする書面の別により、次の条項を記入して下さい。

船舶検査証書·····第39条第1項 臨時変更証·····第39条第1項 船舶検査済票·····第42条第2項 臨時航行許可証·····第43条第2項 船舶検査手帳·····第46条第7項

④電話番号(携帯電話等)は、必ず記入して下さい。住所は、番地、棟、部屋番号まで 正確に記入して下さい。

船舶所有者と申請者が同一の場合は、電話番号(携帯電話等)を記入のうえ「申請者に同じ」にチェック✔すれば、氏名又は名称及び住所の記入を省略できます。

⑤船舶検査済票の番号を記入して下さい。 漁船登録船の場合は、漁船登録票を確認し漁船登録番号も記入して下さい。

⑥船舶検査証書に記載されている項目を記入して下さい。

⑦電話番号は、書類の確認等のために必要です。携帯電話等、昼間に連絡の取れる 電話番号を記入して下さい。

■ ※印の欄は、該当する項目を○で囲んで下さい。

- □ 再交付の申請手続きは、郵送でも可能です。
- □ 申請書には「船舶検査証書」及び「船舶検査手帳」(紛失又は流失した場合を除く)、「手数料払込証明書」を添付してください。
- □「船舶検査証書」等が、再交付を申請した支部の事務所で交付されますので受領して下さい。送付を希望される方は、送料がお客様負担となりますのでご了承下さい。